

資料關係

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第1 親権制度の見直しの必要性

現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることなどから、児童福祉法及び児童虐待防止法における諸課題と併せて、民法の親権に関する規定の見直しを検討する必要がある。

第2 検討の経緯

1 平成19年改正法附則

平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、政府は、同法律施行（施行日平成20年4月1日）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

2 研究会

平成21年6月～12月 「児童虐待防止のための親権制度研究会」開催

<研究会の目的>

論点整理及び民法改正の要否の検討

<メンバー>

学者、家庭裁判所判事、弁護士、児童相談所関係者

最高裁判所事務総局担当者、厚生労働省担当者、法務省担当者

平成22年1月 研究会報告書の取りまとめ

3 法制審議会への諮問等（民法関係）

平成22年2月5日 法制審議会へ諮問、児童虐待防止関連親権制度部会設置（3月25日第1回会議開催）

<諮問第90号>

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から民法の親権に関する規定について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

4 社会保障審議会における検討（児童福祉法、児童虐待防止法関係）

平成22年2月17日 社会保障審議会児童部会において、児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置了承（3月31日第1回会議開催）

児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する主な論点

(前注) この資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会」において取り上げた主な論点をまとめたものであり、○は主に民法に関する論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に関する論点である。

1 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点

親権が子の利益のために行わなければならないものであり、児童虐待が親権によって正当化されないことが、検討に当たっての重要な指針となる。

2 親権を必要に応じて適切に制限するための手当に関する論点

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の要否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとするのが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ **一時保護についての見直し**

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

- **親権の一部制限制度の創設等**

- ・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
- ・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

3 親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当てに関する論点

- **法人による未成年後見の導入**

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとするものの要否・可否
研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとするべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

- **親権者等がない児童等の取扱い**

- ・ **里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否**

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとするのが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ **施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否**

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

4 親権制度の見直しに関するその他の論点

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に関与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

社会保障審議会 児童部会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法及び児童虐待防止法に関して、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、法務省及び最高裁判所に参加を求めるほか、特に必要があるとき認めるときは、関係者を招聘して意見の聴取等を行う。

3 検討事項

専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方について
- ・ 親権者等がない児童等についての親権行使の在り方について
- ・ 接近禁止命令の在り方について
- ・ 保護者指導に対する裁判所の関与の在り方について
- ・ その他

4 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室において処理する。

児童虐待防止のための親権の
在り方に関する専門委員会
委員名簿

委員名	役職
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
大村 敦志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長 秀之	東京家庭裁判所判事
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
庄司 順一	青山学院大学教育人間科学部 教授
松風 勝代	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
豊岡 敬	東京都児童相談センター一次長
中島 圭子	日本労働組合総連合会（連合）総合政策局長
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授
水野 紀子	東北大学大学院法学研究科 教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部 教授

(50音順 敬称略)
(平成22年3月31日現在)

平成22年度における施設入所児童等への 特別支援事業について

児童福祉施設に入所している中学校修了までの父母のいない子ども等について、平成22年度の措置として、子ども手当相当額が行きわたるような支援を実施する。

【事業内容】

- 安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して、施設に対して補助を実施。
- 施設は、対象となる子どもの健やかな育ちの支援のために当該補助を使用。

- ・ 補助額

対象となる子ども1人につき 月額13,000円

- ・ 対象となる子ども

父母のいない子ども等子ども手当の支給の対象とならない子ども

※ 平成23年度以降の取扱いについては、子ども手当制度のあり方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行きわたるような子ども手当制度における対応について検討。

雇児発0331第19号
平成22年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う
児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「平成22年度子ども手当法」という。）が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもが支給対象となったところである。

一方、平成22年度子ども手当法附則第2条の規定を踏まえ、児童養護施設に入所している子どもその他子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等については、平成23年度以降の取扱について子ども手当制度のあり方の検討の中で別途検討をするとともに、平成22年度においては、安心こども基金管理運営要領を改正し、標記の児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援を行うことができることとした。

今般、その具体的内容について、別紙のとおり「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針」（以下「運営指針」という。）を策定したので、円滑な実施をお願いしたい。

また、本事業の実施にあたっては、下記事項に留意されるとともに、本事業の実施について、管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び施設等関係者に対して周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 安心こども基金管理運営要領の改正

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施されているところであるが、平成22年3月31日21文科初820号・雇児発0331第3号本職通知により、別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）の一部が改正され、別添12の地域子育て創生事業に定める事業について、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援」を新たに追加し、平成22年4月1日より適用することとした。

2. 運営指針第4条の対象児童について

(1) 運営指針第4条に定める特別支援事業は、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託され、又は児童福祉施設（別紙に定める児童福祉施設及び指定医療機関をいい、以下「施設」という。）に入所する児童であって、子ども手当の支給要件に該当する父母等がない児童（以下「対象児童」という。）を対象に当該児童を委託された里親等又は当該児童が入所する施設に対し、子ども手当相当額を助成するものである。

具体的には、父母が死亡した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母が法令により拘禁されている児童、父母から遺棄されている児童、父母に親権喪失の宣告がなされた児童、児童福祉法第28条第1項による措置又は委託が行われた児童等の父母の監護・生計同一関係が認められず子ども手当の支給要件に該当する者がいない児童が対象児童となると考えられる。

(2) 本事業は、子ども手当の支給の有無と密接な関連があり、施設に入所する児童の父母等に子ども手当が支給される場合には、本事業の対象児童にはならない。このため、運営指針による対象児童の認定に当たっては、必要に応じて、父母等の住所地の市町村に対して、住民基本台帳の確認を依頼するなど子ども手当の支給についての照会を行うこととする。市町村に対しては、あらかじめ本事業の趣旨及び実施に伴う協力について周知されたい。

3. 事業の実施時期

本事業は、平成22年4月1日から実施するものとする。

4. 費用

- (1) 本事業の実施のために要する都道府県等の事務費及び助成費については、管理運営要領の定めるところにより、安心こども基金の地域子育て創生事業として基金を取り崩し支出できるものであること。
- (2) 本事業の実施に伴い、管理運営要領の別添の2の①区分の「すべての子ども・家庭への支援」へ管理運営要領の6(2)に定める区分間配分変更を行う場合は、本事業を行うための経費の増額分に限り、その内容を記載した報告をもって、厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。

5. その他

本事業は、里親等及び施設の施設長から申請に基づき実施する事業であるが、事業の円滑な実施が行われるよう、児童相談所等における対象児童の把握や事業の周知について努められたい。

(別紙)

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針

(目的)

第1条 この指針は、児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、都道府県等が平成22年度の措置として、児童福祉施設等の実施する子ども手当相当額の特別の支援(以下「特別支援事業」という。)について必要な事項を定めるとともに、当該事業を実施することにより、児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。
- 2 「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。

(対象児童)

第4条 特別支援事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、児童福祉法に定める措置等(障害児施設給付の決定を含む。以下「措置等」という。)を行った次の各号のいずれかに該当する児童で、かつ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童とする。

- 1 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託された児童
- 2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所する児童
- 3 指定医療機関(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第6項及び第7項に規定するものをいう。)に入所する児童

(事業の内容)

- 第5条 特別支援事業は、都道府県等が措置等を行った第4条の対象児童について、当該児童の委託を受けた者又は対象児童が入所する施設の長（以下「事業実施者」という。）に対し子ども手当相当額を助成し、助成を受けた事業実施者が、当該児童に対して特別の支援を実施するものをいう。
- 2 事業実施者が行う特別支援事業の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(特別支援事業費の額)

- 第6条 特別支援事業に要する費用（以下「特別支援事業費」という。）の額は、月を単位として算定するものとし、その額は、1月につき、1万3千円にその月の初日の対象児童の数（その月の初日に子ども手当の支給事由が消滅した児童の数を除く。）を乗じて得た額とする。
- 2 対象児童ごとに助成額を算定する場合は、平成22年4月から平成23年3月までの間において、当該児童が第4条の対象児童となる事実が生じた日（当該児童が子ども手当の支給対象であった場合は、子ども手当の支給事由が消滅した日の翌日）の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から、当該児童が子ども手当の支給対象となるなど対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に1万3千円を乗じて得た額とする。

(認定)

- 第7条 特別支援事業費の助成を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業実施者に関する事項、対象児童に関する事項及び特別支援事業費の額について、対象児童について措置等を行った都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に申請し、認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、上記申請の内容を審査し、事業実施者、対象児童及び特別支援事業費の額の認定を行うものとする。なお、対象児童の認定に当たっては、必要に応じ、申請のあった対象児童に係る子ども手当の支給の有無等について関係市町村等に照会するものとする。

(特別支援事業費の助成)

- 第8条 都道府県知事は、前条の認定をした事業実施者に対し、特別支援事業費を助成するものとする。

- 2 特別支援事業費の助成限度額は、平成22年4月から平成23年3月までの各月について、第6条第1項により算定した額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は、特別支援事業費の助成は、助成限度額の範囲内で事業実施者の請求により概算払いにより交付することができる。
- 4 特別支援事業費の助成の申請、交付、確定の手続きについては、都道府県知事が別に定める。

(対象児童の変更)

第9条 事業実施者は、第7条の認定を受けた後において、対象児童に増加又は減少の変更が生じた場合には、第7条の手続きに準じて都道府県知事の認定を受けるものとする。

(事業実施者の留意事項)

- 第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の趣旨に従って用いなければならない。
- 2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかなければならない。
 - 3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費（金銭給付を除く。）とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、別に定めるところにより事業の実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

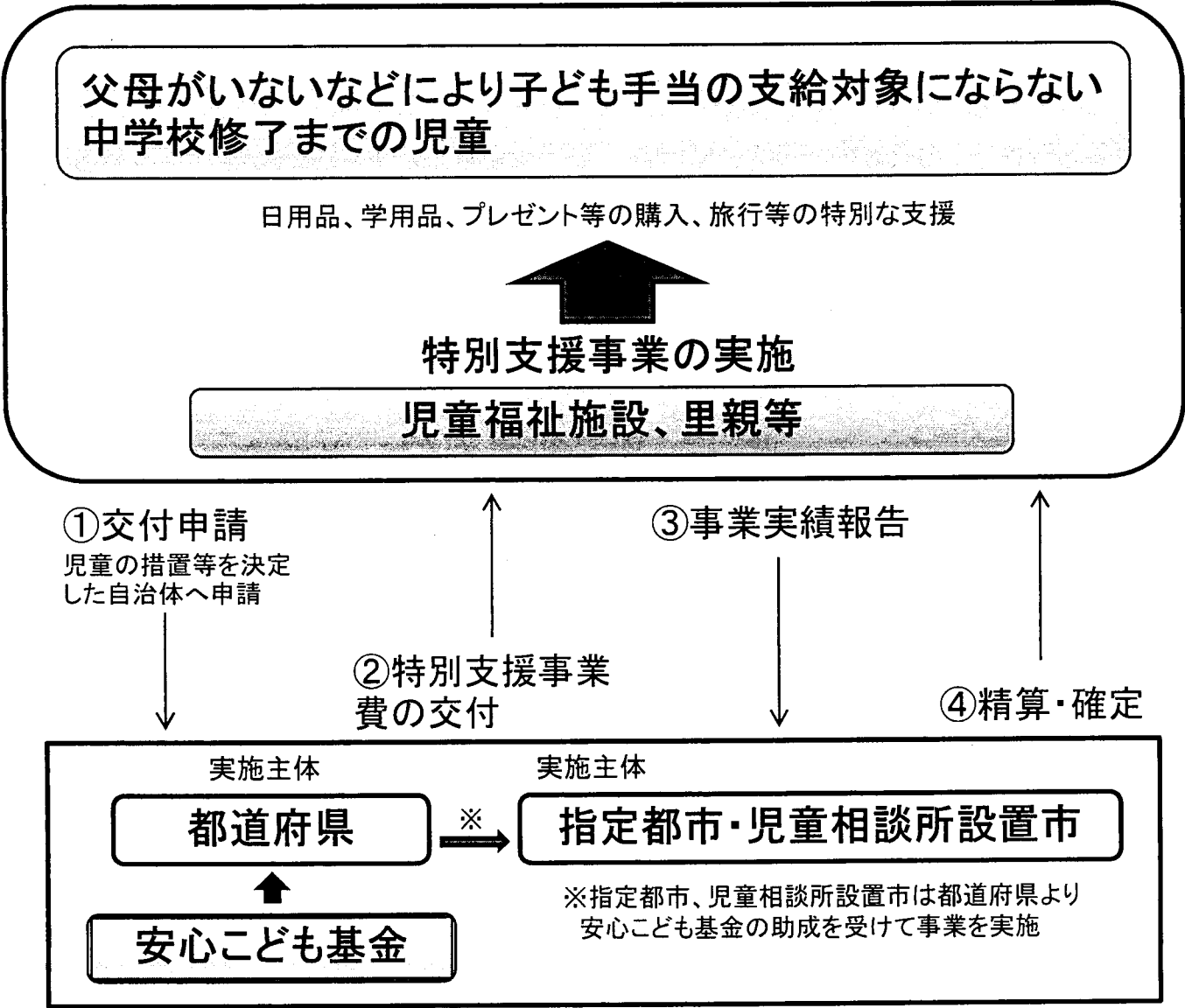
(助成額の精算)

第12条 都道府県知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、事業実施者に対して助成すべき額を確定し精算しなければならない。

(実施細目)

第13条 この指針に定めるもののほか、特別支援事業の実施に関し必要な事項は都道府県知事が別に定める。

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業



児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について

平成 21 年 12 月 22 日
犯罪対策閣僚会議申合せ

1 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣府副大臣
構成員 内閣官房副長官補（内政）
内閣官房内閣審議官
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁生活安全局長
総務省総合通信基盤局長
法務省刑事局長
外務省総合外交政策局長
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
経済産業省商務情報政策局長

3 ワーキングチームの庶務は、内閣官房、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣府において処理する。

児童ポルノ排除対策ワーキングチーム構成員名簿

議長 内閣府副大臣 大島 敦

構成員	内閣官房副長官補（内政）	佐々木豊成
	内閣官房内閣審議官	立岡 恒良
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）	松田 敏明
	警察庁生活安全局長	樋口 建史
	総務省総合通信基盤局長	桜井 俊
	法務省刑事局長	西川 克行
	外務省総合外交政策局長	別所 浩郎
	文部科学省スポーツ・青少年局長	布村 幸彦
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	伊岐 典子
	経済産業省商務情報政策局長	石黒 憲彦

児童ポルノの排除に向けたワーキングチームの設置について

1 児童ポルノ事犯の特質

製造時に、強姦、強制わいせつ等の性犯罪や性的虐待を伴うことが多い。

デジタル機器、インターネット等の発達により作成・流通が容易。

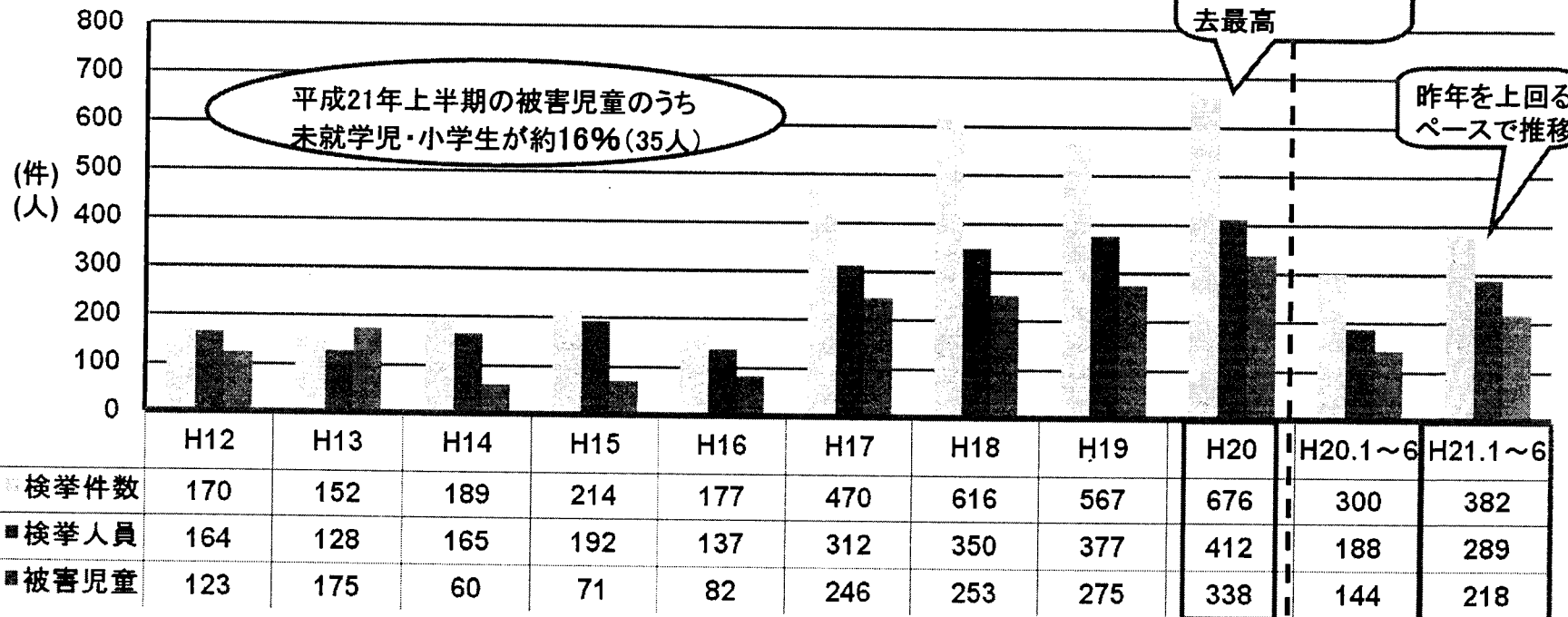
インターネット上に流出すれば回収は困難で、被害児童が将来にわたり苦しむ。

重大な犯罪、人権侵害との国際的な認識

大人のポルノとは性質が異なる。

被害申告がされにくく、被害が潜在化しやすい。

2 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数



3 国際的な気運の高まり

児童ポルノ対策の緊急性・重要性については、様々な国際会議において文書で確認。

2000年(H12) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2001年(H13) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務大臣宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会議総括宣言(児童の性的搾取との闘い)

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ会議)

- ・ 各国に対し、性的搾取(児童ポルノ、児童人身取引、児童買春)を防止・根絶するための国内行動計画の策定を要請(我が国には、人身取引対策の国内行動計画はあるが、児童ポルノ対策の国内行動計画は、現在、存在しない。)

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性に関するG8司法・内務大臣宣言(暫定訳)

G8で児童ポルノに特化した宣言が採択

G8で3年連続宣言

4 現状と今後の課題

現状

- ① 検挙件数・人員、被害児童数は増加し続けており、多数の被害児童が潜在化している可能性が高い。
- ② ファイル共有ソフトの利用拡大が、インターネット上での拡散を助長。
- ③ 児童を性的対象とみる風潮が蔓延し、国民の間には児童ポルノの深刻さの認識が不足。
(児童への強制わいせつ・強姦等を伴う画像が流通、親が子の児童ポルノを撮影・販売した事例が発生)
- ④ インターネットの危険性等について児童の認識も不足。
(携帯電話を利用し、児童に自らの裸体を撮影させ送信させた事例も多発)

- 犯罪の取締りだけでは児童ポルノを排除することは困難
- 欧米のように被害児童の低年齢化や残虐な事犯が増加する懸念

児童ポルノの排除には…

- 関係省庁が連携し、**
- **「児童ポルノは絶対に許されない」という国民意識の醸成**
 - **製造、流通の各段階における被害・流通防止対策の推進**
 - **被害児童支援の推進**
 - **児童ポルノ事犯の取締り強化**
- を行うことが必要。

今後の検討事項

- 1 「児童ポルノは絶対に許されない」(仮) という広報啓発活動の推進
- 2 被害防止対策の推進
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
- 4 被害児童の早期発見・支援対策の推進
- 5 児童ポルノ事犯の取締り強化
- 6 諸外国の児童ポルノ対策の調査